

## 【国民健康保険】

### 第三者行為による被害の届け

交通事故など第三者(加害者)から被害を受けたときの医療費は、事故を起こした加害者が負担することが原則ですが、加害者がすぐに損害賠償できない場合などには、加入している健康保険が一時的に医療費を負担し、被害者に代わって後から加害者に請求することになります。

町の国民健康保険に加入している人が交通事故などにあつたとき、福祉町民課健康保険係へ届け出ると、保険証を使って診療を受けられます。早急に、次のとおり「第三者における被害届出」の申請をしてください。事故の状況を伺い、その後の手続きをご案内します。

#### 注意事項

- すでに加害者から治療費を受け取っている場合は、国民健康保険を使うことはできません
- 自転車やバイクの事故も必ず届け出をお願いします
- 自損事故は第三者行為ではありませんが、保険給付を受けるためには届け出が必要です

#### 申請方法

次の必要書類をお持ちの上、1階福祉町民課へ申請してください。

#### 必要書類

---

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 第三者における被害届出一式(福祉町民課に用意してあります)
- 交通事故の場合は交通事故証明書(警察で証明、作成されます。そろわないときは後日でも可)
- 個人番号(マイナンバー)の分かるも